

## 送迎対応病児保育事業

上越市では新たな子育て支援策をスタートさせました。急病のお子さんを親御さんに代わってお迎えに行くというサービスで、正式名称は「送迎対応病児保育事業」です。

上越市の病児保育事業に登録してあるお子さん(生後3か月～小学6年生)が、保育園や学校などで体調不良となり、保護者が対応できない場合に、わたぼうし病児保育室のスタッフが代わりに迎えに行くという内容です。希望があれば、かかりつけ医の診察を受けていただくこともできます。

タクシー代は実費(上限2000円)です。利用するに当たっては事前の登録が必要です。詳しいことは保育士がご説明いたします。



## ●利用日

月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	—

●利用時間 午前8:00～午後6:00

●お休み 日曜・土曜・祝日・年末年始

●申し込み インターネット上でご利用の申し込みができます。

当日午前11時30分以降のご利用は保育室に直接お電話下さい。

<http://www.0255447777.com/i/>



## 塚田こども医院

新潟県上越市栄町2-2-25  
〒942-0072  
TEL 025-544-7777 (代)  
FAX 025-544-8456  
ホームページ  
<https://www.kodomo-iin.com>



## わたぼうし病児保育室

TEL 025-544-7779 (専用)

# わたぼうし 病児保育室 ごあんない

子どもたちはいろんな病気によくかかるものです。共働きなどのご家庭ではそのたびに仕事を休むわけにもいかず、困ってしまうことが多いのではないかと思います。

「病児保育」はそんな時の強い助っ人です。当院では2001年6月にわたぼうし病児保育室を開設しました。

2009年度からは上越市病児保育事業を受託しています。事業の対象は上越市内在住で、生後3か月～小学6年生です。

また、保育園などでの急病時に親御さんに代わってお迎えに行くサービスも受託しています。

“いざという時”には、どうぞご利用下さい。

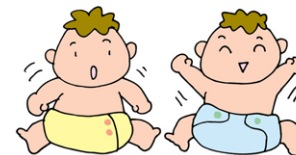


塚田こども医院

世界の  
子どもに  
ワクチンを

日本委員会

## わたぼうし 病児保育室



●**対象児**：病気等のために登園（校）できず、ご家庭での保育も難しいお子さんをお預かりします。急性期の病児にも対応します。年齢制限はありません（※）。

●**場 所**：塚田こども医院に併設

●**日 時**：月～金曜の午前8：00～午後6：00

（土曜、日曜、祝日、及び医院休診日はお休みです）

●**定 員**：35名

●**食事等**：ミルク・昼食等は持参して下さい。

### ●**利用方法**

○**登 録**：事前の登録をお願いします。お急ぎのときはその場でも登録できます。

○**登録票**：**上越市の病児保育事業の対象の方**は上越市と共同で登録票の保管・活用をいたします（登録票は病後児事業と共通です）。受付は当保育室、または上越市の窓口（保育課、南・北出張所、または各区総合事務所）へお願いします。

**その他の方**は当保育室専用の登録票を使用して下さい。

○**医師連絡票**：主治医からの医師連絡票が必要です。

●**保 険**：万一の場合に備えて病児保育事業専用の保険に加入しています。

（自宅との途中での交通事故も対象になる場合がありますので、もしもの時にはご相談下さい。）

●**利用料**：1人1回 2,000円（消費税非課税）

●**お願い**：二次感染予防のためにも、できるだけ**予防接種**を受けていただくようお願いします（とくに麻疹・風疹、水ぼうそう、おたふくかぜ、インフルエンザ）。

※**上越市病児保育事業**の対象者は生後3か月から小学6年まで。利用料は市への納付になるため、現金でお願いします（当院が市に代わって収納しています）。

### ●**デイリー・プログラム**（例）

8:00～9:00 入室、検温、様子観察、診察

10：00 検温、室内遊び

11：30 昼食、与薬

12：00 検温、午睡

15：00 検温、おやつ、室内遊び

15：45 診察

17：00 検温

17:00～18:00 退室

（お子さんの症状などによって変わってきます）

### ●**お持ちいただく物**（例）

- ・昼食、飲み物
- ・ミルク、ほ乳瓶（赤ちゃん）
- ・はし、スプーン、フォーク、コップ
- ・おしぼり
- ・エプロン（食事用）
- ・着替え、下着、おむつ、おしりふきなど
- ・ビニール袋 など

※持ち物すべてに**記名**をお願いします。またそれらを名前の書いてあるカバンにまとめてお持ち下さい。

●わたぼうし病児保育室は児童福祉法にもとづく「認可外保育施設」として県知事への届け出をし、県より認証を受けています。

●そのため認可保育園と同様に、保育料にかかる消費税については非課税の扱いになっています。